

《 専門家認定試験に合格された方へ（産業保健看護専門家制度名簿登録手続き） 》

産業保健看護専門家 認定試験合格証を受領後、以下の各書類を準備し、事務局に送付してください。
なお、本制度登録を継続するためには、日本産業衛生学会会員資格（正会員）を継続する必要があります。会費未納や学生会員への会員種別変更等により日本産業衛生学会の正会員資格を失効した場合は、本制度登録削除となりますのでご注意ください。

1. 産業保健看護専門家制度名簿登録手続き（保健師・看護師）

1. 産業保健看護専門家制度名簿 登録申請書（様式第 17 号）
2. 登録手数料（手数料 22,000 円（消費税込み））受領証（写）：様式第 17 号の裏面に貼付

※ 「産業保健看護専門家 認定試験合格証」は、その交付の日の翌日から起算して 1 年を経過する日までに登録申請を行わないときは、その効力を失う。ただし、委員会がその事由がやむを得ざるものと認めた者については、有効期間を延長することができる。

※ 有効期間の延長を希望する者は、有効期間超過後 6 か月以内に、有効期間延長・更新猶予申請書（様式第 14 号-1）を準備し、事務局に送付すること。